

平均利用者数の算定（考え方）について

◇算定方法

報酬算定上又は加算・減算等の要件を算定する際は「平均利用者数」を用います。計算方法は次のとおりです。ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。

$$\text{平均利用者数} = \text{全利用者の延利用日数} \div \text{開所日数}$$

※算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする

◇算定基準の期間

次の4パターンあります。

- (1) 新設等から6月未満の場合…定員の90%
- (2) 新設等から6月以上1年未満の場合…直近の6月における平均利用者数
- (3) 新設等から1年以上経過している場合…直近1年間の平均利用者数
- (4) 前年4月1日から3月31日の実績がある場合…前年度の平均利用者数

【1】新たに事業を開始・再開した場合

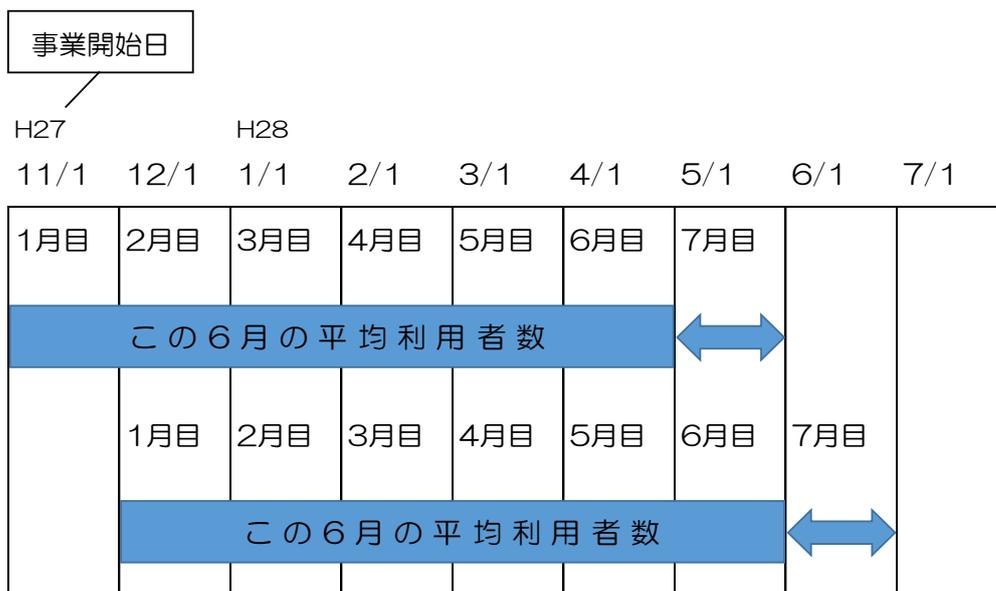
(例) 就労継続支援A型事業所 平成27年11月1日指定 定員10人

(1) 6月未満



$$11月 \sim \text{翌年} 4月 \Rightarrow \text{定員} 10人 \times 90\% = \boxed{9人}$$

(2) 6月以上1年未満の場合



※平均利用者数＝直近の6月における全利用者の延利用日数÷当該6月の開所日数
 (算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする)

平成28年5月＝平成27年11月～平成28年4月の全利用者の延利用日数÷開所日数

平成28年6月＝平成27年12月～平成28年5月の全利用者の延利用日数÷開所日数

(3) 1年以上経過している場合 (※前年4月～3月の実績がない場合)



※平均利用者数＝直近1年間における全利用者の延利用日数÷当該1年間の開所日数
 (算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする)

平成28年11月＝平成27年11月～平成28年10月の全利用者の延利用日数÷開所日数

平成28年12月＝平成27年12月～平成28年11月の全利用者の延利用日数÷開所日数

(4) 前年度 (※前年4月～3月の実績がある場合、初めてこの方法で計算します。)



※平均利用者数＝前年度の全利用者の延利用日数÷前年度の開所日数

(算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする)

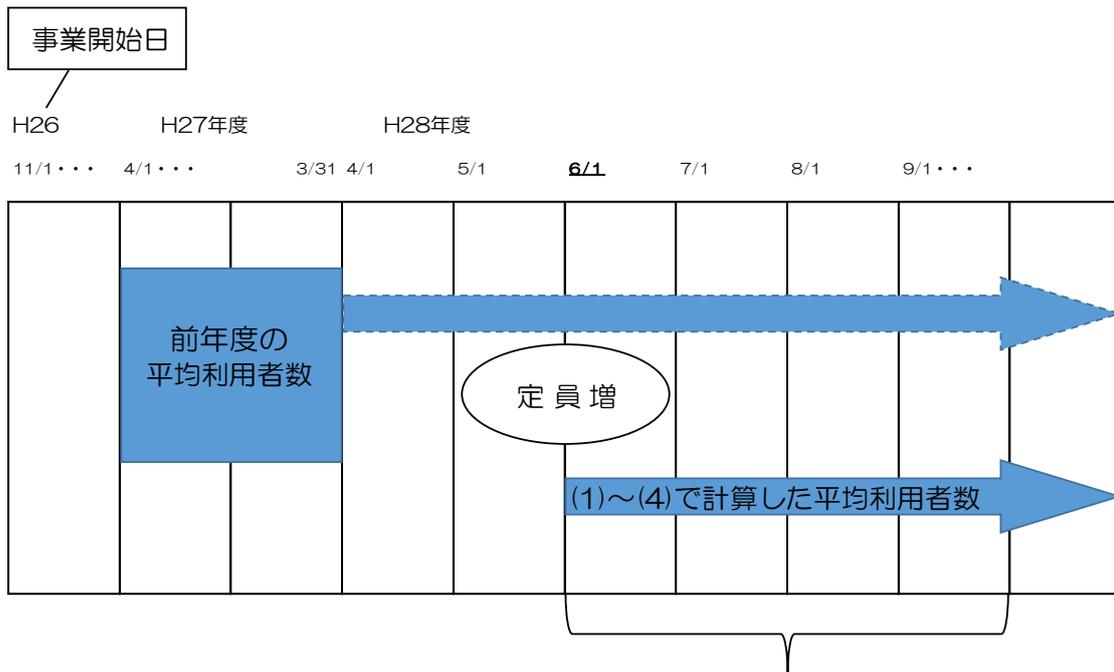
平成29年4月～平成30年3月＝平成28年4月～平成29年3月の全利用者の延利用日数
÷開所日数

(定員の変更がない限り、平成29年度の平均利用者数の算定については上記の計算方法を用います。)

【2】増床した場合

増床前の定員に対して(1)～(4)のうち該当するいずれかで算出した平均利用者数と、増床分の定員に対して(1)～(4)のうち該当するいずれかで算出した平均利用者数を合算して計算します。

(例)平成26年11月1日指定の就労継続支援A型事業所が、平成28年6月1日に定員を10人から15人に増床した場合

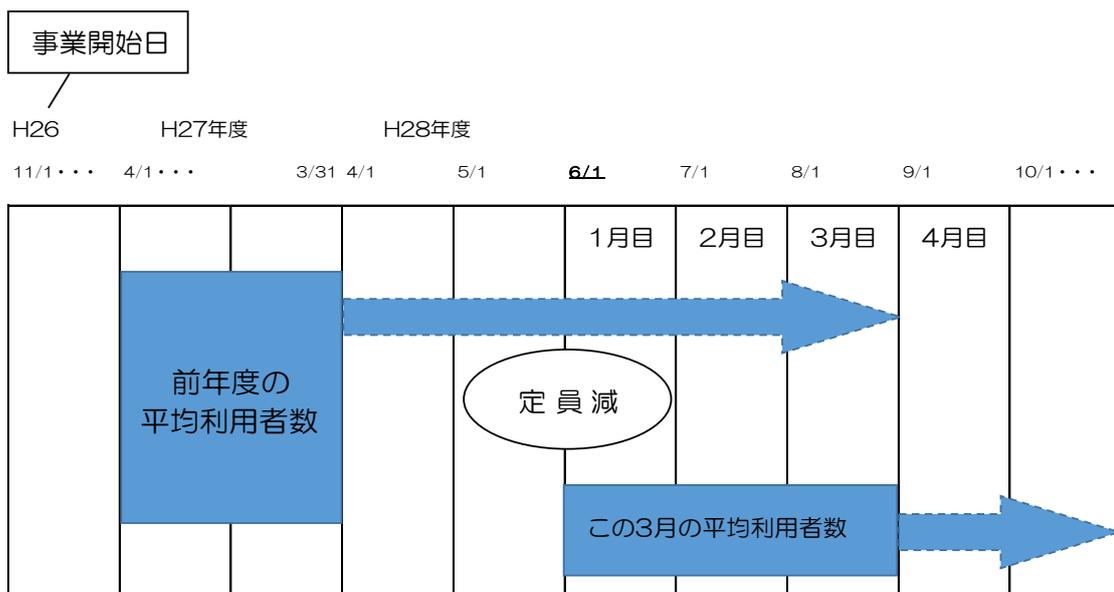


前年度平均利用者数+増床分の平均利用者数の合算

(1) の場合なら、前年度平均利用者数+ (5人×90%) になります。

【3】定員を減少した場合

(例) 平成 26 年 11 月 1 日指定の就労継続支援 A 型事業所で、平成 28 年 6 月 1 日に定員を 20 人から 10 人に減少した場合



(1) 減少後 3 月未満…減少前の前年度平均利用者数

(2) 減少後の実績が3月以上ある場合…減少後の全利用者の延利用日数÷当該3月間の開所日数

(算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする)

※前年4月～3月(前年度)の実績がない場合は、この平均利用者数を用います。